

平成 21 年 12 月 10 日

東京都青少年・治安対策本部総合対策部青少年課計画調整係 御中

## 第 28 期東京都青少年問題協議会答申素案に対する意見

東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4 階  
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム  
03-5468-5091 info@mcf.to

この度は、答申素案に対する意見提出の機会をいただき大変感謝申し上げます。  
当法人の意見を以下のように提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

頁	項目	行	該当部分
MCF 意見			
1	はじめに	20~21	デジタルメディアの発展は、児童を性的対象とする風潮をも助長している面がある。
出典が記載されておらず、検証可能性の無い記載となっている。公文書として記載するには、信用力の高い調査結果や学術資料を根拠とすべきであり、当該部分については具体的な出典または根拠を明記すべきである。			
1	はじめに	30~31	大人の側に青少年を性的対象として扱う風潮が拡大し、青少年を巻き込んでいる面も大きい
出典が記載されておらず、検証可能性の無い記載となっている。公文書として記載するには、信用力の高い調査結果や学術資料を根拠とすべきであり、当該部分については具体的な出典または根拠を明記すべきである。			
3	1 (1)	7	有害情報を規制する法令はなく
有害情報の定義は、規制する法令のある「違法情報」に当たらないものとされている。したがってこの表現は語句の定義からすれば当然である。あえて記載した理由を説明すべきである。			
3	ア	14~29	「ネットいじめ」、(中略) いじめ対象者の写真を公開するなどのケースもある。
項目中に「名誉毀損や侮辱罪を構成する場合があります」「脅迫等で逮捕された事例もある」とあるように、有害情報ではなく刑法等の既存の法律で規制されているケースを紹介している。また他人のなりすましは電磁的記録不正作出罪（刑法 161 条の 2）が適用され、いじめ対象者の写真を公開することも、名誉毀損やプライバシー権等の侵害から法的規制が及ぶ行為である。したがって、「事業者によるガイドラインの策定など自主規制に委ねられ			

<p>ている」(7行目)との記載と矛盾し、当該記述を根拠付ける項目内容となっていない。記述を全面的に改めるべきである。</p>			
4	ア	14~15	恐怖心から転送してしまい、被害が拡大している実態がある
<p>被害の実態について出典が記載されておらず、検証可能性の無い記載となっている。公文書として記載するには、信用力の高い調査結果や学術資料を根拠とすべきであり、当該部分については具体的な出典を明記すべきである。</p> <p>また、本答申では「被害が拡大」と記述するが、本答申が行政権の行使の判断材料として機能する以上、単に不快の念を生じるという程度の「被害」を根拠とし、憲法において厚く保護されている表現の自由を毀損するようなことが無いようにすべきである。本項は、行政権を行使するに値する「被害」が生じているかを具体的、客観的かつ明確に記載すべきである。</p>			
4	ア	33	この傾向に今後ますます拍車がかかることが懸念される
<p>前文は、そのような者がいると指摘しているに過ぎず、仮にそのような者がいたとしても、その後の情勢、傾向や、対策状況について何らの記載がされていないため、「拍車がかかる」と論理展開をし、結論付ける根拠を欠いている。具体的な根拠を明記すべきである。</p>			
4	ア	35	条例で青少年への販売等が規制されている指定図書、エアガン、特定のナイフ類等の販売は、店頭での対面販売を前提としているが、インターネットを利用した通信販売の場合には、年齢確認を確実に行うことができる仕組みになっておらず
<p>対面販売を前提としていることは、年齢確認を確実に行う仕組みということが自明の論理となっている。インターネットを利用した通信販売における問題点は、対面式や電話を利用した通信販売などの現状を具体的に記載し、それに照らして記載すべきである。</p>			
5	イ	6~7	ケータイ依存・長時間利用等における健康被害、学力・コミュニケーション能力の低下
<p>当該記載については、以下のような理由から修正または削除すべきである。</p> <p>警視庁「中学生の携帯電話によるインターネット利用等に関する調査」(平成21年2月)では、インターネットの利用時間を1日30分以内とする回答は、男子で約68.4%、女子で約54.4%と過半数を占めており、さらに1日1時間以内であるとする回答は、男子で約82.5%、女子で約67.9%と「ケータイ依存・長時間利用」とする題名とはかけ離れた実態にある。</p> <p>精神的症状として規定される「依存」とは「化学物質の摂取や、特定の行為を繰り返し行った結果、それらの刺激を求める抑えがたい欲求が生じ、その刺激を追い求める行動が優位となり、その刺激がないと不快な精神的・身体的症状を生じる精神的・身体的・行動的状态」を指し、単に頻繁に利用している実態だけでは、「依存」と結論付けることはできないため具体的な臨床例を記載すべきである。</p> <p>「依存」やその他の影響について、その事例が見られたとしても、表題に掲げたように「依</p>			

存」「被害」「能力の低下」があると結論づけるには、その臨床例が普遍的に見られ、依存等の発症要因としてその他の環境要因（家庭環境の問題など）によらないことを証明しなければならないが、本項ではこのような記載がされていないため根拠を示すべきである。

8行目から記載している調査研究報告書の記載は、実態として利用の多い者がいることが挙げられているのみであり、項目名に挙げられているような「健康被害」「学力・コミュニケーション能力の低下」は調査対象とされてはいない。16行目からは「中には」という形で具体例に触れ「影響が出ていることがうかがわれる」と結論づけているが、これについても健康を害した事例や、学力が低下した事例は記載されていない。つまりところ表題に当たる部分は20行目に「青少年の精神面、健康面に影響が出ていることがうかがわれる」とする記述者の憶測のみが根拠となっている。憶測を問題点の要約として項目名にすることは不適切である。

5	ウ	25~27	高額の利用料金を払いきれなくなった青少年が、違法・有害な行為に手を染めるケースも見られ、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしている点も見ることができない。
---	---	-------	--

出典が記載されておらず、検証可能性の無い記載となっている。公文書として記載するには、信用力の高い調査結果や学術資料を根拠とすべきであり、当該部分については具体的な出典を明記すべきである。

表題は「非行を誘発している」としているが、子供が払いきれない物品はネットだけでなく現実社会で売られているものの多数に及ぶ。もし払えないことを理由に非行に及ぶことが通例であれば、現実社会の大概の商品は、青少年に有害な物品ということになる。非行を誘発していると立証するには、購買意欲を刺激するという単純な因果関係ではなく、そのサービスや物品が、他の社会的要因と比べて非行を招く因果性が顕著であり、その物品以外の要因によらないことを証明しなければならない。本項ではこのような記載がされていない以上、本項を削除するか根拠づける資料を記載すべきである。

5	ウ	28~30	「無料でゲームやSNSの利用ができる」等と喧伝しているにもかかわらず、実際には（中略）多額の費用がかかるサイトも多く
---	---	-------	--

宣伝ではなく「喧伝」という価値中立的でない記載をする以上は、その宣伝行為の不当性についての理由付けが必要である。例えば、法令や公的機関のガイドラインに触れていることや、利用意思に反して支払が発生したり、その支払い手段や経路が利用者に誤解を与える機能を有すること、あるいは支払意思を混乱させる機能があるということの指摘である。無料とするサイト内に任意での支払い部分があるサイトは、有料コンテンツを有する新聞社の会員制サイトや企業サイトなどで普遍的に見られ、また娯楽施設や店舗などにおいても通常見られるものであり、社会通念に反するものとは必ずしも言うことはできない。どのような点に不当性があるのか根拠づける法令や解釈、資料を記載すべきである。

5	ウ	30	実際には（中略）多額の費用がかかるサイトも多く
---	---	----	-------------------------

任意の支払いではなく、出費を強いられる実態があるのであれば、そのような実態について資料を提示すべきである。任意の支払いにおける多額の出費が問題なのであれば、そのような出費のどのような点に不当性があるか資料を提示すべきである。本項には出典が記載されておらず、検証可能性の無い記載となっている。公文書として記載するには、信用力の高い調査結果や学術資料を根拠とすべきであり、当該部分については具体的な出典を明記すべきである。

12	イ	4~7	警視庁が（中略）「異性交際目的の利用禁止」をうたう利用規約に違反して実質的に出会い系サイト化しているコミュニティサイト等についての違反状態の解消要請を行った
----	---	-----	--

具体的な要請を行ったことが記載してあるが、このことを事実とすると、複数の者を対象とする行政指導に当たることになる。その場合、行政手続法 36 条に基づき、行政指導指針（2 条 8 号）を公表する義務が生じるが、現在のところそのような指針が示されていない。当事者を聴取した結果として、このような事実関係を否定する見解が出されている以上、東京都が公文書としてこのような事実を明記するならば、当該事実の存在を客観的に示し、同時に違法な行政指導ではないことを証明するために、当該指針の存在を明記すべきである。

19	注 4	1	事例（都内）
----	-----	---	--------

当該部分について検証可能性が無い。東京都として認知した事例であるならば、このような発生事例を把握した機関や発生日月日など検証可能な記載をすべきである。東京都以外の事例であれば、出典を明記すべきである。

20	注 5	17	平成 20 年度の調査によると
----	-----	----	-----------------

具体的な調査名が不明記である。当該部分には調査対象の抽出手法など調査の方法や、調査年月日が記載されておらず、根拠付けの資料として不適切である。具体的な出典を明記すべきである。

21	ア	10	「ネットいじめ」全般を規制する法令はないのが現状である。
----	---	----	------------------------------

世の中の大概の物事は、個々の法令が包括的に適用されるのではなく、各種の法令が重疊的に適用され規律されている。「ネットいじめ」についても、刑法などの個別法令が適用されることは本項の通りである。なぜ全般に規制する法令が必要なのかを記載しなければ「問題点」たる本項の記載としては不適切である。「ネットいじめ」に特化して必要とされる立法上の理由を記載すべきである。

23	ウ（ア）	13~15	子どもの年齢に応じ、子どもの安全・安心の確保の観点から必要な機能のみを備えた携帯電話について、（中略）都が推奨する制度を創設
----	------	-------	--

21 ページでは『持込禁止』に安堵した保護者が、家庭におけるルール作りや情報モラル教育、メディア・リテラシー教育への関心を失ってしまうおそれがある。子どもも、ネット・ケータイの弊害や対処方法等を十分に学ぶ機会を奪われたまま、『学校以外でならケータイ

をどう使ってもよい』という意識を持ってしまうおそれがある。」としている。つまり必要な機能や場所を限定することは、結果として情報リテラシーを獲得する前提となる関心や獲得の機会を喪失してしまうとの結論である。本項において必要な機能のみに限定する機体を推奨する制度は、「持込禁止」以上に限定的な利用環境を推奨するものであるから、当該記載と矛盾することになる。どのように整合性が取れるのか理由付けを記載すべきである。

また、6 ページでは「誰もが広範囲の情報を手軽に検索・入手できることから、個人の能力・学習機会の開発、創造性の発現、新たな社会的関係構築の手段として有用であり、青少年の知識・可能性を伸ばすツールとなり得るものである。」としている。一方で、必要な機能のみに限定するということは、両者の内容において矛盾している。どのように整合性が取れるのか理由付けを記載すべきである。

25	オ (ア)	9~10	子どものネットへのアクセス履歴を保護者が子どもを通じずに確認できる機能
----	-------	------	-------------------------------------

保護者であっても安易に子どもの権利（内心の自由、表現の自由、通信の秘密）を阻害することがあってはならず、少なくとも良好な親子関係のためには子供にも理解させることが必要であるため修正すべきである。

25	オ (ア)	16~21	サイト運営事業者等、インターネット接続事業者、携帯電話事業者等は、青少年が援助交際（売春）・買春相手の勧誘に係る書き込みや他人に害悪や迷惑を与えるメールの送信等の不健全な行為を行った場合は、削除のみならず、注意、勧告、利用制限、脱退措置、違約金の徴収、解約等を行うとともに、その事実を公的機関に情報提供する旨の規約又は約款を設けることが適当であり、その旨都から要請する。
----	-------	-------	---

当該記載は、以下のような理由から削除すべきである。  
 サイト運営事業者、インターネット接続事業者、携帯電話事業者が、不健全なメール送信を認知し、処分するためには、そのサービスを利用する通信を検閲する必要がある。当該行為は電気通信事業法3条、憲法21条2項に反する行為であり、違法な行為を東京都が要請することは不当である。

本項は、対象となる行為を「迷惑を与えるメール送信等の不健全な行為」という極めて曖昧かつ広汎に規定している。表現の自由という憲法上極めて重要な位置づけの人権を規制するには、対象者への規律を公正なものとし、行政権者の恣意を防ぎ、表現の萎縮を防ぐ必要がある。したがって、対象となる行為を明確にしなければならない。当該基準は「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめる基準が読み取れない」（最大判昭和50年9月10日）規制であり、憲法違反となる内容である。

刑事罰に値しない程度の他者に迷惑をかける行為について行政機関が情報収集すること

は、「行政機関は、個人情報保有に当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。」とする行政機関個人情報保護法3条1項に明確に反している。また「行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」とする2項にも反している。本項に規定する要請は、違法な情報収集を前提とする行為である。

サイト運営事業者、インターネット接続事業者、携帯電話事業者と利用者は民事契約関係にある。どのような場合に、機能を制約したり、違約金を徴収したり、解約することができるかは、当該契約により規律されるものであり、民事関係について公権力が介入することは適当ではない。

プロバイダ責任制限法によると、プロバイダは権利侵害情報に対して一定の要件を満たす措置をした場合には免責されることになる。しかし本項にあるような「迷惑を与える」「不健全な行為」は、権利侵害情報に該当しないため、このような情報を削除したとしても免責の対象とならない。したがって本項の記載内容は、国法と矛盾・抵触を来すものであり不適切である。

本項は「メール発信等の不健全な行為」としているが、「等」の定めるものが広汎に過ぎ、携帯電話による通話を含む余地がある。通話への検閲は当然のことながら憲法21条2項に反することになる。当該記載は不適切である。

携帯電話事業者等が「迷惑を与える」「不健全な行為」という水準で、行政機関への通報を強いることは、通信傍受法が定めた厳格な基準を潜脱するものである。令状主義や犯罪を限定した立法趣旨に照らして、本項の求める内容は行政機関、特に捜査当局の恣意を規律する限定性を欠いており、不適当である。

25	オ(ウ)	32~33	福祉犯罪の被害児童数のうち、およそ2割はインターネットサイトに起因した事件の被害児童である。
----	------	-------	--

当該記載を裏返せば、およそ8割の事件について、その原因や要因、契機となった事象についての分析がなされていないことになる。本答申では8割の部分を防ぐための方策について何ら記載がなされていないが、インターネットサイトに特化した対策について厚く記載されていることとバランスを欠いている。少なくとも記載がなされていないことについて、一切の説明が無いことは妥当でない。インターネットサイトに特化した記載とした理由を説明すべきである。

「インターネットサイトに起因した」としているが、犯罪が生ずるに至った因果関係に対して、そのサイトがどのような影響を与えたか調査分析がなされていない。社会インフラに関する事業を行う者（例：公共交通機関、道路管理者など）は、大概の場合に犯罪に関して何らかの関与を及ぼすことになる（例：犯人が犯行場所に移動する際に使用）が、その因果関係への寄与の程度を見なければ、インフラ事業に対してあらゆる犯罪の抑止義務が及ぶことになりかねない。単に「起因した」ということでは利用環境に関する問題提言

を行うには不十分な根拠である。当該記載を削除するか、その影響調査資料を根拠として記載すべきである。

また、中には出会い系サイト事業者のスパムメールを受信し、その出会い系サイトでトラブルにあったケースも、メールの起点となったサービスが「起因」の件数に含まれているとされる。根拠とする調査の手法を明示し、さらに正確性が担保されていることを示すべきである。

このようにインターネットサイトが直接の原因とする明確な根拠が示されていない状況では、情報伝達手段として利用されたという方が正しい表現であり、「インターネットサイトを利用した」と修正すべきである。

26	オ（ウ）	4~9	ネット・ケータイに絡んで青少年が被害やトラブルに巻き込まれた事案において利用されたサイト（中略）を都が公表することにより、保護者へ警鐘を鳴らすとともに、当該サイト運営事業者やフィルタリング開発事業者、第三者認定機関等に対して基準への反映等の社会的責務を果たすように促す。
----	------	-----	---

当該記載は、以下のような理由から削除すべきである。

トラブルが完全に無くなることは一面においては望ましいことのように見える。しかしながら、道路管理者が一方的な見地から特定個人の通行を阻害することや、通信事業者が特定個人の通信を傍受し、犯罪の未然抑制を行うことが憲法に定められた基本的人権を侵害することになるように、社会インフラ事業者は個人の人権を尊重する責務も負っている。したがって社会インフラ事業における法的限界を無視して、トラブルの完全防止を強いることは、我が国の法秩序に反するものである。社会インフラに関する事業を営む者は、何らかの被害が生じる事案やトラブルに巻き込まれる事案について「絡む」ことはありうるものであり、本項で掲げられた内容は、社会インフラ事業者に対する恒久的な威迫的手段として機能することになり不当である。

「被害」「トラブル」という極めて曖昧な概念について、「巻き込まれた」という広汎な行為を対象とし、その起点として「絡んで」いたことがあれば公表の対象となることになり、その対象は極めて広く、不明確である。「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめる基準が読み取れない」（最大判昭和 50 年 9 月 10 日）定めにより、公権力による公表という制裁を行うことは憲法に反し不当である。

本項では「警鐘を鳴らす」「責務を果たすように促す」とあることから、住民への情報提供だけではなく、社会的、経済的、心理的圧迫により義務履行の確保を行う間接強制手段を目指すものであることは本答申が認めるところである。したがって、本項に基づいて公表がなされた場合には、行政訴訟の対象となりうる。しかしながら、起因性の調査結果が不十分である場合はもちろん、各種法的制約のある事業者に対し、トラブルの完全防止を強いることは、行政権の履行手段として峻厳に過ぎ、不当である。

本項の内容は、対象者へ圧迫により義務履行の確保を行う間接強制手段を目的するものである。しかし、営業権への制約やサイト運営を通じてなされる表現行為に対する公権力による強制は、表現の自由（憲法 21 条）を侵害するものである。さらに表現の自由への萎縮効果を及ぼすことになる。判例上も表現の自由については厳格な基準が適用されていることに鑑みれば、安易に表現の自由に介入する規定は不相当である。

31 ページでは「ネット・ケータイに係る子どものトラブルが後を絶たないのは、そもそも親子間のコミュニケーション不足が根底にある」と結論づけており、本答申からすれば、その解決こそが根本的かつより制限的でない手段となる。表現の自由を制限する立法において、より制限的でない手段があるかは違憲審査において重要な判断基準になるものと言ふべきであるが、本答申はより制限的でない手段の存在を認めつつ、峻厳な手段を同時に設けるものとなっている。本項において、このことへの合理的理由付けがなされていない。

26	ア	17~18	こうした認定サイトにおいても、青少年が犯罪等に巻き込まれる事件が発生していることも事実である。
----	---	-------	---

トラブルが完全に無くなることは一面においては望ましいことのように見える。しかしながら、多数のユーザーの情報交換に関与するインターネットサイトは、個人の表現の自由や、通信の自由を守るなどの基本的人権を擁護する責任を負っている。したがって、そのトラブルにより侵害された法益と発生に至った原因や事情、因果関係に対する事業者の関与の度合い、環境要因の影響の度合い、法的責任の内容と充足の度合い、事業者の取る対策手法と憲法上の制約の均衡や、失われる他の権利利益との関係を考量することなく、事件発生防止の完全防止を強いることは、我が国の法秩序に反するものである。事件が起きたという事実のみを取って、そのことを「問題点」とする記載は不相当であり、先に掲げた点を考慮した上での記載を行うべきである。

26	ア	19~21	料金を払い切れずに犯罪に手を染めるという金銭的な悪影響（中略）も認識されている
----	---	-------	---

このような事実があったことについて出典が記載されておらず、検証可能性の無い記載となっている。公文書として記載するには、信用力の高い調査結果や学術資料を根拠とすべきであり、当該部分については具体的な出典を明記すべきである。

世の中の大概の商品やサービスには、何らかの悪影響を及ぼす事例が存在している。単に悪影響のある事例があったというだけでは、全ての商品やサービスに対して無制限に公的規制が及ぶことになりかねない。事実、青少年による金銭的費消は、飲食物、服、音楽 CD などの娯楽商品に向けられるケースが中心であるが、本答申はこれらの問題については何らの言及もしていない。本答申は条例等を定める上で資料として機能するものである以上、公的規制の水準にある「悪影響」であることを客観的資料により明示すべきである。本項においては、個人のモラルや家族のモラル、社会一般の道德規範では対処できないものであり、公権力をもって規律するしか無い問題点であることを立証すべきである。本項ではそのような記載が欠落しており、客観的な資料を明示するか、あるいは記載自体を削除す

べきである。			
27	イ (ア)	15~23	第三者機関の認定リストが反映されたフィルタリングであっても使い方によっては青少年に有害となる様々な問題がある (中略) このためには、第三者機関が、認定基準や、認定サイトの認定理由等の情報を積極的に保護者にフィードバックしていくことが望ましい。
<p>上場企業が企業犯罪を犯すケースが散見されるが、このような事例があるからといって、証券取引所が守秘義務契約に反して対象者の機密情報を開示する事はない。同様に、弁護士、公認会計士、各種安全認証機関が取り扱う場合など第三者が公正性を検査、認証する場合に、第三者が、審査の過程で入手した機密情報を開示することは一般的ではない。まして公権力がこれを強いるのであれば高度の合理性が求められるものと言うべきである。そもそも第三者機関認定では、機密資料を当事者間のみでの開示とすることで精緻な監査が可能となる。逆に一般の第三者への開示が前提となる場合には、その調査対象が大きく縮減されたり、実効性が低減されることになり、結果として監査の精度を大きく減らすことになる。守秘義務契約を行政権者がこれを破り、実効性を減ずる恐れある内容を強いる問題点について、これを克服する合理的理由を示すべきである。</p>			
28	ウ (イ)	5~6	青少年が使用する携帯電話等については、原則としてフィルタリングを解除できないようにする
<p>27 ページでは、「子どもの発達段階に応じた適切なフィルタリングの活用を促す」としている、さらに 29 ページでは「フィルタリングの多様化や」「保護者の判断で」「遮断や閲覧ができるより細かなカスタマイズ化の実現を図る」としており、フィルタリング機能を極力使用しない、その機能制限を極力撤廃するという選択もまた望ましいものとして本答申は記載している。ところが本項では、「保護者の知識や意識の在り様にかかわらず」「フィルタリングを解除できないようにすべき」としており、矛盾した内容となっている。賢明な親の意思も尊重するカスタマイズ化を推奨しつつ、フィルタリングという機能自体は内容を問わずに事実上強制化されることの不均衡について合理的理由を説明すべきである。</p> <p>総務省の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会 中間とりまとめ」(平成 20 年 4 月) 8 ページでは、平成 18 年 11 月になされた総務大臣要請の趣旨を「一律にフィルタリングの義務付けを目指すものではなく、「親権者の意思確認 (選択)」という基本的な枠組みを維持」するものであると説明している。したがって本項で記載されている内容は国レベルの行政機関による取組みに明確に反するものである。このことについて本答申は合理的な説明が一切なされていない。行政権行使の名宛人となる事業者や利用者に対して、当該問題の整合性を説明すべきである。</p> <p>また、同中間とりまとめ (平成 20 年 4 月) 15 ページでは、「(ホワイトリストとブラックリストという) 二種類のサービスのいずれかを選択しなければならないという状況は、特</p>			

に、高校生にとっては過度なアクセス制限になる」としている。したがって、現行のフィルタリングサービスを青少年に対して、事実上強制することには、国の認識によれば過度の規制に当たることになる。そのような問題があることから、国レベルでは親権者の選択という裁量を認めているというべきである。この点で本答申記載の内容は、国の報告書と明確に齟齬を生じており、このことに合理的な説明が一切なされていない。行政権行使の名宛人となる事業者や利用者に対して、当該問題の整合性を説明すべきである。

21 ページでは『持込禁止』に安堵した保護者が、家庭におけるルール作りや情報モラル教育、メディア・リテラシー教育への関心を失ってしまうおそれがある。子どもも、ネット・ケータイの弊害や対処方法等を十分に学ぶ機会を奪われてしまう」としている。つまり必要な機能や場所を限定することは、結果として情報リテラシーを獲得する前提となる関心や獲得の機会を喪失してしまうとの結論である。本項においてフィルタリングを事実上義務化することは限定的な利用環境を推奨するものであるから、21 ページで記載された懸念点を克服する必要があることになる。しかしながら、そのような記載がなされていない。両者間でどのように整合性が取れるのか理由付けを記載すべきである。

28	ウ (エ)	32~35	第三者機関 (EMA)による認定を受けたコミュニティサイト等を利用した青少年が犯罪に巻き込まれる等の被害が発生しているが、この背景には、第三者機関が考える「青少年にとって健全なサイト」と、実際に「青少年にとって安全なサイト」との違いがあるものと考えられる。
----	-------	-------	--

道路上で事故や事件が起きたとしても、道路管理者が考える健全な状態と、一般利用者にとって安全な状態に違いがあるから生じたのではない。道路管理者は、「道路を常時良好な状態に保つよう維持・修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努める義務」(最判昭和50年7月25日)があるが、その義務を果たした上で生じる第三者の事件・事故については、その認識の齟齬が直接的な発生原因ではないことが明らかである。サイトにおける青少年被害も同様に考えることができる。被害発生を分析するには、トラブルにより侵害された法益と発生に至った原因や事情、因果関係に対する事業者の関与の度合い、環境要因の影響の度合い、法的責任の内容と充足の度合い、事業者の取る対策手法と憲法上の制約の均衡や、失われる他の権利利益との関係を精緻に考量する必要があるが、本項にはそのような記載が無く、それどころか何らの根拠も示されていない。何らの論理付けもなされないまま認識の不足が背景にあると結論付けており、不適当な内容と言うべきである。公文書において特定の私人を名指しして批判していることになるが、その根拠に妥当性が無い以上は、当該記載を削除すべきである。

29	ウ (エ)	1~14	子どもが見知らぬ異性とメールで交際することも健全なコミュニケーションとして認めるべきとの考えの下、たとえ出会いを目的としたコミュニティであったとしても、サイト運営者が書き込み内容に対して適正な監視や削除を実施するなど子ど
----	-------	------	--

			<p>もの安全に十分配慮しているならばフィルタリングの対象とすべきではないという考え方をとる場合がある。しかし、現実問題として、そのような認定サイトの利用を通じて実社会において被害に遭う青少年が発生している限り、保護者の立場からは、フィルタリングの対象とすべきではないかとの声も上がっている。(中略) 望ましいフィルタリングの水準に関する規定を条例に盛り込むなどして、フィルタリング開発事業者及び第三者機関に対して注意喚起を行う必要がある。</p>
<p>当該記載は、条例によってフィルタリングの水準を盛り込む理由となっているが、第三者機関としてこのような考えが主張されている事実はないため、明らかな認識不足による事実誤認である。また、保護者の立場としての意見については、既にホワイトリスト方式とブラックリスト方式等の複数の選択とカスタマイズ機能によって実現されており、保護者の自由な意思に基づいて選択することは可能であるにも関わらず、一律条例によってフィルタリングの水準を規定することは、条例によって規制する根拠がなく不当である。また、公権力が表現行為について水準を規定することにもなり、憲法で保障された表現の自由を侵害する可能性もあるため削除すべきである。</p>			
29	ウ(エ)	19~21	<p>不適切な目的による青少年の検索や年齢詐称等が可能なまま改善の見られないコミュニティサイトについても、第三者機関の認定を受けてフィルタリングの対象から除外されることのないよう、認定基準の見直しを求める。</p>
<p>事業者においては、悪質な利用者の違反行為について実現可能な施策を最大限努力しているにも関わらず利用者に起因するような行為のすべてを事業者の責任とすることは不当である。また、このような行政権の不当な行使は、民間の自主的な取り組みを委縮させるだけでなく健全なコミュニケーションを阻害して青少年の利用環境を整備する目的とは逆効果であるため、削除すべきである。</p>			
29	ウ(オ)	27~31	<p>コミュニティ機能を有したサイトについてはフィルタリングにより遮断することを基本とし、第三者機関認定サイトの中で保護者が閲覧しても良いと判断したサイトについてのみ、後から閲覧可能にできるような仕様にするについて検討するよう、携帯電話等事業者に対し要請していく。</p>
<p>5 ページ 「エ ネット・ケータイのポジティブな影響」では、コミュニティサイトが青少年の精神的な支えとして機能しているとの分析がされているにも関わらず、一律フィルタリングによって遮断する理由がしめされておらず、そのような施策を実施した場合の悪影響についても検証結果が示されていない。よって合理的な根拠がないため削除すべきである。</p>			

33	オ（ア）	23~24	事業者においては、東京都の定める教育・啓発に関する基準・指針等に沿った講座となるよう努めることが望ましい。
<p>民間の教育について公権力が一律的に基準を示し規制しなければいけない理由として現状の問題点や分析結果等が示されていない。事業者が行う出前講座は、事業者の自主的・主体的な取組であり、これに東京都が水準を設けることは、民間の取組への不当な関与となる。民間が独自に推進する啓発・教育については、民間の自主的な取組が尊重されるべきものである。</p>			